千葉市指定訪問看護ステーション管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部

介護保険事業課長

**訪問看護ステーションのサテライト設置に係る取扱いについて**

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、訪問看護ステーションにおけるサテライト設置の要件は、厚生労働省老健局老人保健課の平成28年3月25日付事務連絡【介護保険最新情報Vol.530　出張所（いわゆる「サテライト」）設置の要件について】のとおりであり、職員の勤務体制、勤務内容等が主たる訪問看護ステーションとあわせて一元的に管理され、必要な場合に随時、主たる訪問看護ステーションから急遽代替要員を派遣できるような相互支援が行われる体制を要することとなっています。

しかし、サテライト数の上限や、主たる訪問看護ステーション～サテライト間の距離の限度等について現時点では明確に定められておらず、サテライト設置数が複数である場合、または移動に時間を要する場合などは、一元的な管理及び相互支援が行われる体制の継続に支障をきたしている可能性があると考えられます。

そこで、今までは千葉市として当該取扱いを明示していませんでしたので、**「訪問看護ステーションのサテライト設置に係る取扱いについて」を別紙のとおり定め、サテライト設置が平成31年4月1日以降のものより適用**とさせて頂きますので、ご理解のうえ、適切な事業の運営及びサービス提供をお願いいたします。

なお、すでに設置届出済のサテライトのうち、サテライト設置数が2つ以上である場合、または主たる訪問看護ステーションとサテライト間の移動に片道30分を超える場合などについては、一元的な管理及び相互支援が行われる体制の継続を特に徹底していただき、今後は、サテライトではなく主たる訪問看護ステーションとしての指定申請のご検討もあわせてお願いいたします。

一元的な管理及び相互支援が行われる体制がないと認められた場合は、主たる訪問看護ステーションと一体の処分等を行うこととなるため、ご留意ください。

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課　事業所支援班

TEL：０４３－２４５－５０６２　FAX：０４３－２４５－５６２１